

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(愛荘町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	岩倉	押測	783	田	2,632	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	松尾寺	荊ノ木立	1512-1(A)	田	1,082	賃借権	水田	R5.11.1	R11.12.31	6年2ヶ月	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	常安寺	横楚	445	田	3,162	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	古戸	2127	田	2,707	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	古戸	2128	田	3,782	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2475-1	田	1,023	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2476	田	3,008	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	水田	2811-1	田	1,113	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	水田	2812-1	田	2,834	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	有限会社 アグセス愛知	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	大野	2365	田	3,008	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 西出稔り会	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	東出	村辻	445	田	1,791	賃借権	水田	R5.11.1	R15.10.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	高橋 拓磨	滋賀県東近江市	愛荘町	平居	骨塚	898	田	1,962	賃借権	普通畑	R5.11.1	R25.10.31	20年	20,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	高橋 拓磨	滋賀県東近江市	愛荘町	平居	骨塚	899	田	2,554	賃借権	普通畑	R5.11.1	R25.10.31	20年	20,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき